

新型コロナウイルス感染拡大防止のための大阪学院大学の行動指針(BCP)

段階	活動制限	入構制限	授業(オンライン・対面)	研究活動	課外活動	学事・イベント等	職員勤務体制・学内会議・出張
0	制限なし	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	制限—最小	入構可能 感染予防(検温, 手指消毒, マスク着用等)の徹底を促すこと。	感染防止策を講じた上で、対面での講義、演習、実習を実施することができる。なお、必要に応じて有効にメディアを活用する。	感染防止対策を徹底することで、通常の研究活動を行うことができる。	感染防止策を講じた上で、活動可能とする。	感染防止策を講じた上で、実施する。	感染防止策を講じた上で、通常の勤務を行う。学内会議は、感染防止策を講じた上で、対面会議を行う。出張は、出張先の感染状況を確認の上、制限等が無いことに注意する。
2	制限—小	入構可能 感染予防(検温, 手指消毒, マスク着用等)の徹底を促し、三密回避策ができること。 また、必要に応じて、施設等ごとの利用者数の調整を行う。	感染防止策を講じた上で、対面での講義、演習、実習を実施することができるが、対面授業とオンライン授業の両方を活用するハイブリッド型授業やオンライン授業の活用を推奨する。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究室等での研究活動を行うことができる。ただし、接触機会低減のため、現場での滞在時間を減らし、可能な場合は、自宅での作業を推奨する。	感染防止策を講じた上で、活動可能。ただし、合宿や遠征等の「3蜜」を避けられない活動は禁止する。	感染防止策を講じた上で、必要性の高いものは実施するが、可能なものはオンライン開催を推奨する。	感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。時差出勤や可能な業務については在宅勤務を可とする。出張は可とするが、接触機会低減のため、可能なものはオンライン面談等を推奨する。対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議を推奨する。
3	制限—中	入構可能 感染予防・三密回避の徹底が前提となる。 また、キャンパス入構者数の調整を行う。	オンライン授業を基本とするが、感染防止策を講じた上で、教学上の必要性が高いものについて、対面での講義、演習、実習を実施することができる。	各部局の管理体制による感染防止対策を徹底することで、研究上の必要性が高いものについて、研究室等での研究活動を行うことができる。ただし、接触機会低減のため、可能な範囲で研究室等での滞在時間を最小限にし、極力自宅等での作業を推奨する。	感染防止策の徹底ができると認められた団体に限り、規模や内容を制限した活動を認める。ただし、オンラインでの活動は可能とする。	不要不急のものは原則延期または中止するが、感染防止策を講じた上で必要性の高いものは実施することができる。オンライン開催は可とする。	感染防止策を講じた上で、通常の業務を行う。時差出勤や可能な業務については在宅勤務を推奨する。必要性の高い国内出張は可とするが、可能なものは極力オンライン面談等とする。対面会議は必要最小限とし、原則としてオンライン会議に移行する。
4	制限—大	原則入構禁止とするが、理由に応じて、限定して入構を認めることができる。三密回避の徹底および入構者の記録管理が必須となる。	原則オンライン授業のみとするが、感染防止策を講じた上で、教学上の必要性が高いものに限定して、対面での講義、演習、実習を実施することができる。	原則入構禁止に伴い、感染防止策を講じた上で、研究上の必要性が特に高いもの及び研究機能の最低限の維持に必要なものに限定して入室を認める。	原則、学内外問わず全面禁止。ただし、オンラインでの活動は可能とする。	原則延期または中止する。オンライン開催は可とする。	感染拡大に最大限注意しつつ、時差出退勤と、業務の性質上可能な業務は在宅勤務に移行する。進行中の重要な事務を継続するため、業務上必要な職員が交代で出勤する体制とし、キャンパスの保安・保全・業務管理上必要な体制を確保する。原則として国内出張は不可とする。原則オンライン会議とする。
5	制限—最大	入構禁止	オンライン授業のみとする。	入構禁止に伴い、感染防止策を講じた上で、研究機能の最低限の維持に必要なものに限定して、研究員及び教員のための入室を認める。	学内外問わず全面禁止。ただし、オンラインでの活動は可能とする。	延期又は中止する。オンライン開催は可とする。	出勤して行わなければならない緊急な業務およびキャンパスの保安・保安や管理上必要最小限の業務以外は、原則在宅勤務。学内会議は、オンライン会議のみ可とし、出張は原則禁止。

※この行動指針は、感染のフェーズの変化等、今後の状況に応じ、随時見直しを行う場合がある。

※段階の設定は、国内全体ならびにキャンパス所在地及び近隣府県における感染の拡大状況・収束状況ならびに政府等による要請のレベルを総合的に勘案して判断する。なお、活動制限レベルの設定及びこれに対応する措置については、あくまでも指針として示すものであり、状況を総合的に検討したうえで、上記にない措置を判断することがある。また、学内で感染者が発生した場合などは、自治体からの要請にもとづいて一時的にキャンパス入構禁止措置等を判断することがある。

※課外活動の試合参加や合宿など詳細は「新型コロナウイルス感染症に対する課外活動における行動方針(BCP)」に記載。

2021年1月17日改訂

活動レベル設定に関する判断基準表

段階	活動制限	感染状況および政府等による要請レベル
0	制限なし	世界で感染が収束、もしくは予防・統制可能な状態。 （感染状況）WHO・政府等により新型コロナウイルス感染症の終息宣言が出されている状況、またはキャンパス所在地において、2週間以上新規感染者のない状況 （要請レベル）政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等が全く発出されていない状況
1	制限－最小	本学の教職員・学生に感染者が発生した場合でも、当該者がキャンパスに登校していない等、本学の活動に大きな影響を及ぼさないと判断されるレベル。 （感染状況）政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標のうち、ほぼ全ての項目でステージⅢの目安を大幅に下回っている状況 （要請レベル）政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等は発出されていないが、部分的な活動制限等が求められている状況
2	制限－小	本学の教職員・学生に感染者が発生した場合でも、当該者がキャンパスに登校していない等、本学の活動に大きな影響を及ぼさないと判断されるレベル。 （感染状況）政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標のうち、概ね半分（3指標）以上がステージⅢの目安を下回っている状況 （要請レベル）政府・自治体等による大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等は発出されていないが、一定の活動制限等が求められている状況
3	制限－中	本学の教職員・学生に感染者が発生した場合でも、当該者がキャンパスに登校していない等、本学の活動に大きな影響を及ぼさないと判断されるレベル。 （感染状況）政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標のうち、概ね2/3（4指標）以上がステージⅢの目安を上回っている状況 （要請レベル）政府による「緊急事態宣言」発出や大阪府の大阪モデル「レッドステージ（非常事態）」が発令されるなどの状況下であるが、大学・学校等への休業要請など各種自粛要請までは出していない状況
4	制限－大	本学キャンパス内で活動中の教職員・学生に複数の感染者が発生し、本学の活動に影響を及ぼすと判断されるレベル。 （感染状況）政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標のうち、概ね2/3（4指標）以上がステージⅣの目安を上回っている状況 （要請レベル）政府による「緊急事態宣言」発出や大阪府の大阪モデル「レッドステージ（非常事態）」が発令されるなどの状況下で、大学・学校等への休業要請、各種の自粛要請等が発出されている状況
5	制限－最大	本学キャンパス内でクラスター（集団感染）が発生し、深刻な状況と判断される状況。 （感染状況）政府によるステージ・指標で、キャンパス所在地において、6指標うち、ほぼ全ての項目でステージⅣの目安を上回っている状況、かつ全国的に2～3日で累積感染者数が倍加するような感染爆発状態にあるか、その状態に入る危険性の高い状況 （要請レベル）政府による「緊急事態宣言」が発出され、キャンパス所在地が対象区域に指定された状況、かつ大学・学校等への休業要請とともに強い外出自粛・往来自粛要請等が発出されている状況

※その他留意事項：国外出張および派遣については、外務省感染症危険レベル2以上が発出されている地域への渡航は原則禁止とする。
【感染症危険レベル】レベル1 十分注意してください。レベル2 不要不急の渡航は止めてください。レベル3 渡航は止めてください。（渡航中止勧告）レベル4 渡航は止めてください。（退避勧告）